

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
14	A 権限 移譲	環境・衛 生	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限について、関西広域連合への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 国立公園には、区域・行為によって、特別に保護すべきものは大臣権限、ある程度利用も想定されているものは地方環境事務所長権限として許可等されている。 このうち、国立公園の特別地域、特別保護地区、海域公園地区の各区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内へ立ち入りを制限されている期間内に立ち入ろうとする場合の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)については、一定の限られた範囲内の許可等権限で、国立公園の保護と適正な利用の推進を適切かつ迅速に処理する観点から、地域の実情を理解する府県への移譲を基本としつつ、関西広域連合域内の山陰海岸国立公園にあっては、関西広域連合へ移譲すべきである。  【懸念の解消・制度改正による効果】 国が定めた一定の基準に基づき地方公共団体においても処理できるものであり、国が一義的に責任を負って行われる国立公園の管理を侵すものではなく、逆に、総合行政を担う地方公共団体が処理する意義は大変大きく、法定受託している府県では、保護と利用の適切な推進に係るきめ細かな対応と事務処理の効率化に大きく寄与している。なお、立ち入りの認定については、国が直接実施せず、指定認定機関に実施させることも可能となっている。  【支障事例】 法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1～2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	環境省	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県
279	A 権限 移譲	環境・衛 生	国立公園の管理に係る近畿地方環境事務所長権限の移譲	一つの都道府県内で区域を完結する国立公園の特別地域、特別保護地区、海域公園地区の各区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内への立入制限期間内の立入の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)を都道府県に移譲すること。 また、関西広域連合で区域を完結することができる国立公園の権限については、広域連合に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 国立公園は、国が一義的な責任を負い、国際的に見ても国が保護するのが基準であることは理解しているが、県土の利活用は、地域の現状やニーズを踏まえ、地方公共団体が、環境の保全や地域振興など様々な観点から実施すべきである。 近畿地方環境事務所長の権限は限られた範囲内であり、一定の基準が示されれば、貴重な自然を守る技術・知見を有し、開発圧力と保護のバランスを取りながら国立公園や県立公園の管理を行っている地方公共団体においても実施できる。 【支障事例】 国立公園では保護に重点がおかれ、地域の魅力を活かした利用拠点が限定されている。 また、国立公園の特別保護地区内の行為の許認可について、処理期間が3ヶ月程度かかる場合があるなど、事務処理に時間を要しているほか、自然保護官事務所が、管内国立公園に対して、3ヶ所(神戸、竹野、浦富(鳥取県))のみである。 【効果・必要性】 自然保護、環境教育、観光といった視点から、県および地元市町等が展開するエコツーリズム、地域振興施策と連携し、利用と保護のバランスをとりながら管理することで、国立公園の自然風景が適正に保護され、地域の魅力を引き出すことが可能となる。また、災害や突発的な事象の発生、発生のおそれへの迅速な対応が可能となる。 関西広域連合で区域を完結することができる国立公園については、関西広域連合に権限移譲されることで、関西広域連合が中心となった国や府県間の調整が可能である。	自然公園法第20条から第37条	環境省	兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
15	A 権限 移譲	環境・衛 生	国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国定公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>国定公園に関する公園計画の決定権限について、地域の特性や事情を熟知した府県への移譲を基本としつつ、複数府県に跨がる国定公園については、関係府県の調整により国定公園の適切な保護と利用の迅速かつ効率的な推進、きめ細かなより高い管理水準を維持することが可能となる。また、関西においては、関西広域連合が中心となって国や府県間の意見調整等を図ることが可能であることから、関西広域連合へ移譲すべきである。</p> <p>そもそも、国立公園及び国定公園は、国において、公園区域を定めて指定し、公園計画を決定しているが、国定公園は国立公園とは異なり、管理責任者は国ではなく都道府県である。国が決定した計画に基づき府県が管理しており、国と地方の上下関係が未だに残っていると考えるを得ず、府県の自主性・主体性が尊重されていない。</p> <p>【支障事例】</p> <p>兵庫県の平成18年の氷ノ山後山那岐山国定公園の計画変更の例では、湿原・草原が失われていく地域の自然再生施設の追加等を行う保護のための軽微な計画変更であるが、事前協議から環境大臣への申出(平成17年8月19日)、決定(平成18年8月1日)まで約2年近く要している。</p> <p>また、野営場、園地、避難小屋、駐車場、宿舎等の施設配置の利用(施設)計画では、利用促進の観点からは機動的な見直しが必要であるが、現地状況の説明のため、詳細な資料作成、調査等が必要となるなど、軽微な公園計画の見直しは躊躇せざるをえない状況にある。</p> <p>【懸念の解消】</p> <p>自然公園法等の基準のもとに決定するものであるとともに、国との協議の上、府県が決定することで、国の関与が残る。専門家への意見聴取については、府県の審議会に意見を聞くことで補える。</p>	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	環境省	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県
280	A 権限 移譲	環境・衛 生	国定公園の公園計画決定等権限の移譲	国定公園に関する公園計画の決定権限を、都道府県へ移譲すること。 また、複数県にまたがる国定公園については、広域連合に移譲すること。	<p>【提案の経緯・事情変更】</p> <p>国定公園は都道府県が管理しているが、公園計画は国が決定しており、地域のニーズや特性が反映された計画となっていない。</p> <p>また、国定公園の計画を決定(廃止、変更)する際は、環境大臣が都道府県の申出により中央環境審議会の意見を聞くことになっており、事務手続きが煩雑となっている。</p> <p>【支障事例等】</p> <p>平成18年に氷ノ山後山那岐山国定公園の計画変更を行った際には、事前の協議から、環境大臣への申出(平成17年8月19日)、決定(平成18年8月1日)まで、約2年近くが必要となった例もある。</p> <p>【効果・必要性】</p> <p>地域を熟知する県が、県及び関係市町等が実施する地域振興施策と連携し公園計画を策定することにより、地域の魅力を活かした施設計画が可能となり、国定公園の自然景観の保護と利用促進の両立が図られる。また、氷ノ山後山那岐山国定公園は関西広域連合に参加する兵庫県・鳥取県にまたがっているが、関西広域連合に権限が委譲されることで、関西広域連合が中心となり国や関係自治体の調整、意思決定が迅速にされ、地域の特色を活かした計画策定が可能となる。</p>	自然公園法第7条第2項及び第8条第2項	環境省	兵庫県、鳥取県、徳島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
128	A 権限 移譲	環境・衛 生	国立公園の特別地域 内における迷惑行為 への指示についての 都道府県への権限移 譲	自然公園法第37条第2項の国立 公園の特別地域内の指示権限 は国の職員にしか与えられてい ないとの見解が示されていること から、都道府県職員も指示する ことができるよう権限移譲する。	【制度改正の経緯】 自然公園法37条2項に基づく指示が国立公園の特別地域内では都道府県職員は行えず、巡回・ 指示ができる国の職員が非常に限られた状況の中で同法の実効性は相当に乏しくなっている。 【支障事例】 本県においても、富士山箱根国立公園内に勤務する県職員(非常勤)の富士山レンジャーが日々 富士山をパトロールする中で、例えば昨年度において ・複数人が演奏機材を持ち込んで、大きな音を出して演奏している ・個人が楽器の練習をしている ・大がかりな撮影機材を持ち込んで映像を撮影している といった行為を発見する事例があったが、指示権限がないため、任意にお願いするに留まり、有効 な指導ができなかった。 特に最近では外国人旅行者が急増しており、残念ながらマナーの良くない方々も相目立つようにな っている。 現状では躊躇しているような指示を権限を持って行えるようになることで、自然公園の適切な利用 について効果的な意識啓発ができるようになるものと考えている。  【制度改正の必要性】 法37条2項の実行性を確保するため、国立公園の特別地域内においても同法に基づく指示をおこ なえるよう都道府県にも権限を与えるべきである。	自然公園法 自然公園法施行令	環境省	山梨県
47	B 地方 に対する 規制 緩和	環境・衛 生	一般廃棄物処理の処 分及び収集運搬につ いての委託要件の緩 和	事業者がDBOやDBMといった PPP手法等により、廃棄物処理 業者へ包括的に運営を委託した 場合、現行の廃棄物処理法によ り、再委託が禁止されている廃 棄物の処分、収集運搬につい て、廃棄物処理業者へ再委託で きるよう、要件の緩和をお願いし たい。	本市においてDBO方式にて供用を開始した桜環境センターは、ごみ焼却から残渣類の運搬、再 資源化など維持管理運営に係る業務をSPC(特別目的会社)に包括的に委託することで民間力を 活用し、効率的な運営を行っている。 しかし、委託業務のうち、残渣類の運搬や再資源化については、経験豊富な専門業者に委託す ることで、より効率的かつ安定的に行うことができると考えているが、法の規定によりSPCから収集 運搬業者及び処分業者に対する委託が禁止されている。 法において再委託を禁止している趣旨は、再委託により責任の所在が不明確になることで、不適 正な処理が発生することを防止することにあると考えるが、PPP手法等による包括的委託の受託 者である事業者(本市の場合は上記SPC)は、市町村が行う業務を一括して行っていることを踏ま えれば、その性質は市町村と同等と扱っても支障がないと考える。 以上から、PPP手法等で包括的委託を行う場合は、業務の一部を再委託可能とするよう、要件 の緩和を求める。 ※ 本市にはごみ焼却施設が4施設あり、そのうち1施設が上記の桜環境センターである。今後、施 設の統廃合を予定しており、その際にPPP手法等による施設建設が想定される。  【具体的な支障事例】 廃棄物の運搬・処分においては、焼却灰の飛散防止や運搬時の騒音防止など、安全かつ確実な 搬出のために様々な対策を講じる必要がある。しかし、SPCには当該業務に係るノウハウが乏し く、専門業者に委託するよりも、業務に従事する人材の育成や必要な資機材の確保に係る費用負 担等の点で非効率な状況となっている。  【本提案に対する懸念事項を解消するための工夫・対応策】 再委託の規制緩和に当たっては、不法投棄の増加を誘引するとの懸念もあるが、適用範囲を市 町村がSPCに包括委託するPPP手法等を活用する場合に限定する、SPCからの再委託時の条 件として特定事業契約締結時に廃棄物の運搬業務を行う業者を事前に指定し、市町村の承諾を事 前に得る等の対策を講じることにより解消可能と考える。	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律 第6条の2第6項 第7条第14項	環境省	さいたま市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
66	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	自社の中間処理残渣 に対する廃棄物処理 に関する規制の緩和	現在取引価値がないため廃棄物 として扱われている産業廃棄物 中間処理残渣について、バイオ マス燃料として確実に適切に 利用することができるものについ ては、取引価値がなくても廃棄物 として扱わない解釈とするよう 「行政処分の指針について(通 知)」の改正を提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 産業廃棄物処理業者が、自社の中間処理後の残渣(廃棄物由来バイオマス)を自社の発電施設 の燃料として利用する場合、その行為は廃棄物の処理とみなされ、その発電施設は廃棄物処理施 設(発電設備付き廃棄物焼却炉)となり、規模に応じて廃棄物処理法第15条に基づく設置許可(都 道府県知事許可)の対象となる。 なお、その残渣が、廃棄物ではなく有価取引等が可能なものであれば、その燃料を使用した施設 は発電付ボイラーとして扱われる。(手続きは電気事業法、大気汚染防止法の届出) 県内事業者から「自社の廃棄物処理残渣(※取引価値のないもの)を発電付ボイラーの燃料とし て使用し、発生した電気及び焼却熱を農業利用する計画があるが、この施設が廃棄物焼却施設と なると、環境影響調査や地元調整に煩雑な手続きや長い期間(1年程度)を要するのではなとな らないか」という相談もあり、処理業者が「自社で燃料として利用する行為が廃棄物の処理とみなさ れることが、処理業者が自ら廃棄物由来バイオマスを活用することの妨げとなっている。 一方で、政府は廃棄物エネルギーの利用・発電を最重要視した政策を掲げていることから、廃棄 物由来バイオマスの有効利用促進につなげるためにも、自社の中間処理後の残渣を、適切に自社 燃料として有効利用する場合は、廃棄物処理法の適用除外となるよう、「行政処分の指針について (通知)」の改正を提案する。  【期待される効果】 従来焼却・埋立処分されていたものを燃料として活用するため、化石燃料等の使用量(燃料費) の削減のほか、廃棄物エネルギー活用の促進、最終処分量の削減、循環産業の育成等の効果が 期待される。	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律第2 条、第15条、第15条の 2、 平成25年3月29日付 け環産発第 1303299号 環境省大 臣官房廃棄物・リサイ クル対策部産業廃棄 物課長通知「行政処分 の指針について(通 知)」	環境省	富山県
105	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	最終処分場の立地規 制基準の設定及び地 域の裁量規定の導入	最終処分場の設置許可基準を 定めている廃棄物処理法第15条 の2第1項2号における「適正な 配慮」の具体例として、最終処分 場が過度に集中する地域に対す る総量基準や距離制限などを明 文化するとともに、最終処分場 の設置許可に地域の実情を反映さ せるため、地方の裁量を認める 規定を盛り込む。	【制度改正の経緯】 本県北部地域は平地林が広がり、地下水の水位が低い上に交通の利便性が良いなどの条件か ら、これまでに100を超える最終処分場が設置されてきた。 そのような中、新たに大規模な安定最終処分場の設置計画が浮上したことを契機として、地元住民 を中心に地下水汚染等心配する声が強まり、自治体や各種団体からも生活環境への影響を懸念 する声が高まるなど、広域的な問題となっている。 本県では、最終処分場の過度の集中を防止する目的で、稼働中の最終処分場の敷地の周囲1km 以内における最終処分場の設置を規制する基準を指導要綱において独自に設け、指導に当た ってきた。 しかし、指導要綱による対応には限界があることから、根本的な対応として、廃棄物処理法におけ る許可基準の規定にて、最終処分場が過度に集中する地域に対し、最終処分場の総量や施設間 の距離など、具体例を明文化するとともに、最終処分場の設置許可に地域の実情を反映させるた め、地方の裁量を認める規定を盛り込む。  【支障事例】 指導要綱は行政指導であるため、規制に抵触するとの理由で事前協議を拒否したにも関わらず、 許可申請を提出する事業者も出てきているが、許可要件に適合している場合には許可せざるを得 ない。 指導要綱に従わない案件について許可処分とした場合、今後指導要綱に従わない事業者が増加 し、その結果、指導要綱がなし崩しとなり、最終処分場の集中立地に歯止めがかからなくなることが 懸念される。 これまでの安定型処分場に係る民事裁判では、操業や建設が差止めとなる判決が出されるなど、 厳しい状況にあり、指導要綱に従わない案件について許可処分とした場合、住民からの反発が予 想される。	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律第15 条の2第1項2号	環境省	栃木県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
125	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	瀬戸内海環境保全特 別措置法に基づく許 可手続の見直し	現状では、排水口における水量 水質に全く変更がなくても特定施 設を更新するというだけで、ま た、間接冷却水を増加させる場 合に既存の排水口からではなく 新設の排水口から排出するとい うだけで、事前の水質影響評価 や申請後3週間の告示縦覧が必 要であるなど、極めて不合理な 制度となっており、地域の事業活 動を妨げる要因となっているの で、事前の水質影響評価及び申 請後の告示縦覧は、特定施設の 設置の場合であっても汚濁負荷 量の増加がある場合に限定する べきである。	【瀬戸内法の現状】 瀬戸内海の流域では、特定施設の設置を行う工場・事業場のうち、最大排水量が50m3/日以上 のものは、瀬戸内法に基づき、許可が必要であり、その際には事前に周辺水域の水質影響評価を 行うことや申請後3週間の告示縦覧を行うことが定められているため、より環境負荷の少ない施設 や新製品の製造に対応する施設への更新を早急に実現したいという事業者からの要望に対して も、申請から許可まで最低でも1か月以上の期間を要しており、迅速かつ円滑な事業活動の支障と なっている。 【地域企業からの要望】 特定施設の設置案件では、汚濁負荷量が増加しないことを県が審査で確認している場合でも縦 覧等が行われるが、その際に、縦覧するアセス書類は、単に自治体の測定した公共用水域の水質 公表データが転記されただけのものであり、そのような形式的な縦覧が、本県の場合、設置許可案 件の90%を占めている。このような形式的な手続は、事業活動のスピード感からかけ離れており 企業から緩和を求める要望が強い。 【緩和の方向性】 国は、たとえ汚濁負荷量が増加しなくても、特定施設を設置する場合は、環境保全上の支障がな いことを公衆に周知する必要があるから縦覧等が必要であるとしているが、本県では少なくとも20 年以上にわたって利害関係者の閲覧はなく、県の審査に寄せられる信頼は高いと考えられるの で、縦覧等の手続を汚濁負荷量が増加する場合に限定しても、何ら支障はないと考えられる。 瀬戸内海では、東京湾及び伊勢湾と同様に、5年ごとに水質総量削減計画が策定され、また、個 別の事業場には総量規制基準が適用されており、これらの制度により水質保全の目的は達成可 能である。 ※同法第5条の許可実績はその他欄記載	瀬戸内海環境保全特 別措置法第5条及び 第8条	環境省	岡山県  中国地方知 事会
145	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	狩猟免許の有効期間 の延長	現行の鳥獣保護法では、狩猟免 許の有効期間は免許の種類に 関わらず一律基本3年とされて いる。狩猟免許のうち、市町村が 指名・任命する鳥獣被害対策実 施隊が所持するわな猟免許に あつては、狩猟免許の有効期間 を6年に延長すること。	【具体的な支障事例】 現在の狩猟免許の有効期間は、3年間となっており、免許所持者にとって免許更新が負担となっ ており、有害鳥獣捕獲を目的として捕獲作業を行う市町村の鳥獣被害対策実施隊員にあつては、 市町村長が指名・任命を行うものであり、定期的な免許所持者の適格確認が可能であるため、わ な免許においては免許の有効期間の延長を求めるものである。 趣味としての「狩猟」を行わず、公益的な捕獲となる有害鳥獣捕獲を行う実施隊員においては、狩 猟免許を取得し、3年ごとに免許更新を行うことが負担となっているが、免許の有効期限を延長す ることは免許更新の負担(費用負担など)をなくすことだけでなく、捕獲作業に精通し専ら有害鳥 獣捕獲に従事する民間の実施隊員が被害防止対策に従事しやすくなり、民間隊員が現在よりも増 加することにより対策が進むことが期待できるものである。 例えば有害鳥獣であるイノシシについては、長崎県においては、趣味として捕獲するケースは少な く、その多くが有害鳥獣捕獲となっている。 (例)イノシシ捕獲の内訳(H25) 狩猟による捕獲1,360頭、有害鳥獣捕獲31,789頭	鳥獣保護管理法 第4 4条	環境省	長崎県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
232	B 地方 に対する 規制 緩和	環境・衛 生	狩猟免許の有効期間 の延長	狩猟免許の有効期間を地域の 判断で設定できる(延長する)も のとする。	【制度改正の経緯】 野生鳥獣の管理を担う若手狩猟者を確保するため、改正鳥獣法では、網猟、わな猟免許の取得年 齢が20歳から18歳に引き下げられるなどの対策が講じられたところである。  【支障事例】 ニホンジカやニホンザル等野生鳥獣の生息域拡大により、1億円を上回る農作物被害や自然植生 の食害による土壌流出や表層崩壊が発生している。野生鳥獣の生息数が増加する中、狩猟者の 人材育成が喫緊の課題となっている。狩猟免許の有効期限は現行3年と定められており、新たに 免許を取得した者であっても、更新時の手続や経済的な負担から、3年で免許を手放してしまう事 例も多く、また、他の免許制度のように、一定期間、安全狩猟が達成できた者に対して、メリット制 の導入に関する要望もなされている。  【制度改正の必要性】 免許制度に係る狩猟者の負担軽減を図り、狩猟者の減少に歯止めを掛けるために、有害鳥獣捕 獲や個体数調整捕獲等のための人材確保を必要とする地域のニーズに応じて、銃猟については 高齢者を除き、網猟、わな猟については全ての年齢層について、狩猟免許の有効期限を、地域の 判断で延長を行うことを提案する。	鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化 に関する法律第44条 第2項	環境省	徳島県 兵庫県 鳥取県 香川県 高知県 京都市
283	B 地方 に対する 規制 緩和	農地・農 業	鉄砲所持許可を有す る者における狩猟免 許試験の一部免除	狩猟者の確保を図るため、農林 業被害が深刻でかつ狩猟後継 者の確保が困難と県が認める地 域の居住者のうち、銃猟の免許 試験において、鉄砲所持許可を 有する者について、技能試験の 一部(銃器の点検・分解結合等 の基本操作)を免除し、負担を軽 減すること。	【提案の経緯・事情変更】 地方では深刻化する鳥獣被害への対応に苦慮しているなか、猟者による捕獲を維持し、また、新 しい世代の狩猟者を育成していくことが課題となっている。  【支障事例等】 兵庫県では、野生動物の適正な保護管理の担い手である狩猟免許所持者の確保に努めている が、とりわけ既に鉄砲所持許可を有する者は、銃の基本操作に習熟していることから、狩猟後継者 として期待している。 しかし、銃猟の免許試験のうち(銃器の点検、分解結合等の基本操作)が免除されておらず、同じ 内容の技能試験を2度にわたって受験することとなり、鉄砲所持許可者が狩猟免許を取ろう とする際に負担になっている。  【効果・必要性】 狩猟免許試験の実施における開催箇所を増など受験者の利便性向上策に加え、鉄砲所持許可 を有する者に対する試験項目の一部免除を実施することで、狩猟免許試験受験者の負担が軽減さ れる。	鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化 に関する法律第48条 第2号	環境省	兵庫県、京 都府、鳥取 県、徳島 県、京都市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
239	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	浄化槽市町村整備推 進事業における「複数 戸に1基の浄化槽の 設置」についての要件 緩和	浄化槽市町村整備推進事業に おいて、浄化槽は1戸に1基が原 則で、敷地内に浄化槽を設置す る場所がない場合等以外は複数 戸に1基の共有設置は認められ ていない。 市町村設置型の更なる効率的な 整備の実施や住民の負担軽減を 図るため、事業要件を緩和し、 複数戸に1基の共有浄化槽を一 般化する。	【制度改正の背景】 浄化槽の設置に係る個人負担額は大きく、単独浄化槽から合併浄化槽への転換が進んでいない。 そこで、個人負担が少ない市町村設置型浄化槽整備を推進しているところであるが、水洗化済み の住民にとっては転換コストの負担感は大きく、さらなるコスト縮減が課題である。  【支障となる事例】 隣接する少人数世帯が1基の浄化槽を処理能力の範囲内で共有できれば、各戸設置に比較して 設置及び維持コストが大きく縮減できるが、現状では、市町村設置型の場合、設置スペースがない といった例外要件に該当しない限り共有設置は認められていない。  【制度改正の必要性】 国においては、市町村設置型浄化槽整備に必要な費用を市町村に助成しているが、1戸に1基の 戸別整備が原則となっている。市町村設置型の更なる効率的な整備の実施や住民の負担軽減を 図るため、事業要件を緩和し、複数戸に1基の共有浄化槽を一般化することを提案する。  【制度改正効果】 市町村設置型により2戸で5人槽1基を設置した場合、費用を2戸で折半する場合 ・工事費の個人分担金(※1) 1戸あたり83,000円が、41,500円に削減 ・維持管理費 年間65,000円(※2)が、年間32,500円に削減 20年間浄化槽を使用すると、1戸当たり 合計691,500円(=41,500+32,500×20)削減される。 ※1:工事費(交付金対象額より、5人槽837,000円)の1割(市町村設置型の場合) ※2:生活排水処理施設整備計画策定マニュアル(環境省)より	浄化槽市町村整備推 進事業実施要綱第3	環境省	徳島県 兵庫県 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 高知県
281	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	化学的酸素要求量、 窒素含有量及びりん 含有量に係る総量削 減計画の環境大臣へ の協議及び同意の緩 和	都道府県が水質汚濁物質の総 量削減計画を策定する際には、 環境大臣への同意付き協議が 必要とされているが、総量削減 計画における削減目標量に変更 がない場合は、同意付き協議を 不要とする。	【提案の経緯・事情変更】 都道府県知事は、総量削減計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、環 境大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている。 その理由として、「総量削減計画には、地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられ ることから、国の関係省庁の施策との整合及び指定地域間における施策の整合を確保する必要が あるとともに、基本方針に照らし、目標を達成するために妥当な計画であるか確認を行う必要がある 」旨、国より回答があった。 しかし、現在の総量削減計画において削減目標量を達成しており、新たに定めようとする総量削 減計画においても現状を維持するような場合には、上記の国の確認は不要と考えられる。  【支障事例等】 第7次総量削減計画の作成の際は、平成22年の8月頃に環境省から計画作成についての照会が あり、事前協議を続けて、国の基本方針が出てきたのは平成23年6月5日だった。 そこから本協議を行うまで約5ヶ月かかっており、平成23年11月25日付で協議を行い、平成24年1 月27日付で同意を得るまで、約2ヶ月かかっており、照会から含めると約1年5ヶ月かかった。  【効果・必要性】 本来総量削減計画は、国の総量削減基本方針の中で水域の特性等に応じて自治体が主体的に 作成すべきものであり、各都府県においてはパブリックコメントや環境審議会の答申といった手続 を経て作成しており、環境大臣への協議、同意手続をなくした場合には概ね2ヶ月早く計画を策定 することができる。	水質汚濁防止法第4 条の3第3項	環境省	兵庫県、和 歌山県、鳥 取県、徳島 県、関西広 域連合

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
320	B 地方 に対する 規制 緩和	消防・防 災・安全	安定ヨウ素剤事前配 布に係る手続きの簡 素化	<p>・配布対象年齢到達時、転入 時、3年ごとの更新時の配布手 続きについて、問診内容に変更 が無い等の場合は説明会への 参加を省略し、また、市町村役 場や薬局で配布できるようにす ること</p> <p>・転出時、死亡時等の古い安定 ヨウ素剤の回収手続きについ て、地方公共団体の回収義務を なくし、住民により廃棄できるよ うにすること</p>	<p>【提案内容】 原子力災害対策指針および指針を踏まえた解説書(「以下、解説書等」)では、安定ヨウ素剤の事 前配布に際しての対応等が細かく定められており、これらは該当する道府県および市町村の事務 とされており、解説書等で定められている方法を遵守すると、対象者への通知や関係機関との調 整、当日のスタッフ確保や会場準備など、多くの労力と費用を費やし、地方公共団体の負担となっ ている。 よって、地域の実情に合わせて、既に説明会に参加した者に対する更新業務や年齢到達時の追 加配布等における説明会への参加省略、配布・回収業務の簡素化を認めるべきである。</p> <p>【支障事例】 説明会開催費用として、会場の規模にもよるが、会場設営費等で1回当たり10～50万円のコスト が発生する。(当県での26年度説明会開催数 44回) 説明会形式をとることにより、場所・時間が限定されるため、住民からは負担だとの声が上がって いる。 説明会では、市町の保健師による問診を行うため、保健師の人数が少ない市町からは負担だど の声が上がっている。</p>	原子力規制委員会「原 子力災害対策指針」  原子力規制庁原子力 災害対策・核物質防護 課の解説書「安定ヨ ウ素剤の配布・服用に 当たって」	環境省(原子力規制委 員会、原子力規制庁)	福井県
98	B 地方 に対する 規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	地域振興各法におけ る計画策定手続きの簡 素化	<p>条件不利地域等の振興を目的 に制定されたいわゆる地域振興 各法では、法律ごとに計画等を 策定する必要があるが、同一地 域で類似の計画等を複数定めな ければならない実態があるた め、各計画等策定手続きに関 し、以下の簡素化を図り、地方の 負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化に よる合理化 ・計画策定期が重複した場合 のスケジュール等の調整</p>	<p>【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定 する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方 の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。</p> <p>【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で 類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大 な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響し かねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要がある が、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市 町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成 に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上 に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することにな り、策定期(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる 可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただ きたい。</p>	過疎地域自立促進特 別措置法第5条、第6 条、第7条 山村振興法第7条、第 8条 特定農山村地域にお ける農林業等の活性 化のための基盤整備 の促進に関する法律 第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第 4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	九州地方知 事会

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
326	B 地方 に対する 規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	地域振興各法にお ける計画策定手続の簡 素化	<p>条件不利地域等の振興を目的 に制定されたいわゆる地域振興 各法では、法律ごとに計画等を 策定する必要があるが、同一地 域で類似の計画等を複数定めな ければならない実態があるた め、各計画等策定手続きに関 し、以下の簡素化を図り、地方の 負担軽減を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画記載項目の共通様式化に よる合理化</li> <li>・計画策定期間が重複した場合 のスケジュール等の調整</li> </ul>	<p>【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定 する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方 の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。</p> <p>【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で 類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大 な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響し かねない状況である。</p> <p>特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要がある が、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市 町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成 に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上 に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することにな り、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる 可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただ きたい。</p>	<p>過疎地域自立促進特 別措置法第5条、第6 条、第7条 山村振興法第7条、第 8条 特定農山村地域にお ける農林業等の活性 化のための基盤整備 の促進に関する法律 第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第 4条</p>	<p>総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省</p>	<p>山口県 広島県</p>